



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

上半期源泉税の納付、社会保険算定基礎届、労働保険申告(7月10日)が迫りましたのでご準備願います。

重要情報

1. 雇用調整助成金 大幅簡素化へ

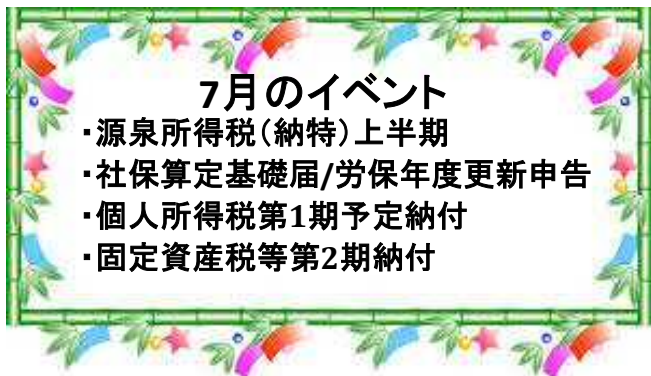
月間勤務日数と休業日数と手当額、雇用or労災保険の番号、減収資料などで申請可能になりました。助成割合も100% 15,000円/日に上げられ、既に94%8,330円/日で申請済みでも手続き不要で差分支給されるようになりました。

2. 家賃支援給付金 制度固まる

中小事業者のテナント等賃料につき、5月以降の単月売上が前年同月比半減または連続3か月売上が前年同期比3割減で、家賃の2/3を上限50万円(個人事業は25万円)で6か月補助されることになりました。6月下旬に受付開始されます。

3. 新型コロナウイルス対応休業支援金の創設

4/1-9/30間にコロナ禍で休業中の賃金(雇調金による休業手当)が支給されない中小企業の従業員は、事業主の休業証明をもとに自らの申請により、休業前の平均賃金の8割(上限11,000円/日)を直接受給できる制度が創設されました。



7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・社保算定基礎届/劳保年度更新申告
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

税金マメ知識

〈令和2年分から適用される個人所得税の改正〉
コロナ禍で忘れられがちですが、税制は毎年改正されます。今回はさほど大きな変更はありませんが、年末調整などに関わる個人所得税について大きな改正があります。まず、給与所得控除(みなし経費)の最低額が65万円から55万円に引き下げられ、基礎控除(所得控除)が38万円から48万円に引き上げられました。一見影響はないようですが、同時に事業所得の青色控除や、公的年金控除、家内労働者等の必要経費なども10万円ずつ減額されているため、複数所得がある方は増税となります。また、寡夫・寡婦控除も大幅に見直されました。これまでの控除は離婚・死別に限られ、未婚のひとり親については控除が受けられませんでした。今年から性別・婚姻関係に関わらず、年所得500万円以下で子を扶養する者に一律35万円のひとり親控除が適用されます。いっぽう、女性であっても年所得500万円超の場合は、これまで受けられていた27万円控除は受けられなくなります。

元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



【2019.5月韓国ソウル⑥反日と嫌韓5】恥ずかしながら、わたしもこの旅を経験するまで、メディアの切り取ったネガティブ情報に流され、隣国を侮る感情という副産物に悩まされた一人です。それが嫌で飛び込み現地の人々に知見を与えられ、自分で考えられるようになりました。だからこそ、社会として副産物の対処だけは何とかしたいものです。国に期待するのではなく、双方民間レベルで交流を活発化させ『経験としての知見』をより身近にさえすれば、それこそ草の根まで、海外旅行なんて行ったことも行く気もない人にまで日常的にお互いが会って話をする機会があれば、知性ではなく、知見さえあれば、それだけで充分だと思います。隣の国は思っていたよりも近いんです。距離を作っているのは自分自身、そう思った旅でした。(おわり)

晩酌のじかん

ついに！自宅で炭酸水が作れるソーダストリームを買いました。ビール焼酎ホッピーと渡り歩きましたが、今はハイボールです。ウイスキーは幅広いです。常飲するなら1,000~1,500円ですね。それでも目移りする種類。同ジャンル商品で最も種類が多いのは、酒なんじゃないかと思えます。みんな好きなんですね。



☆事務所からの連絡☆

お客様同士の感染拡大を防ぐため、引き続きZoomやJDLネットブリーフィングによるネット面談を推奨します。もちろん消毒換気を行っていますので、ご来所も可能です。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red